

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--|
| 31 | 枚方市 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 基礎項目評価書 <令和8年3月31日 取扱終了> |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

枚方市長

公表日

令和8年3月30日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|-----------------------------|--|
| ①事務の名称 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 |
| ②事務の概要 | <p>新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から、市内に在住する者に対し、予防接種の実施その他必要な措置を講じることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。</p> <p>【事務の概要】</p> <p>①予防接種の対象者への各種通知 ②予防接種の実施 ③予防接種歴の登録、管理 ④医療機関に対する予防接種の実施委託料の支払 ⑤健康被害救済対象者への給付 ⑥予防接種証明書の交付</p> <p>【個人番号利用事務】</p> <p>個人番号は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次に掲げる事務において利用する。</p> <p>①予防接種の実施の通知:住民基本台帳情報から抽出した予防接種の対象者に、予防接種の種類、実施場所、実施期間等を通知する。 ②予防接種対象者の登録:ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券を登録する。 ③予防接種記録の管理:ワクチン接種記録システム(VRS)及び健康管理システムに予防接種記録等を登録、管理する。 ④予防接種記録の照会・提供:ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて、他市区町村に対し転入者の接種記録の照会及び転出者の接種記録の提供を行う。 ⑤予防接種証明書の交付:予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p> |
| ③システムの名称 | ワクチン接種記録システム(VRS)、健康管理システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 番号法別表第1の10の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する法別表第2の16の2、17、18の項 ・同法第19条第6号(委託先への提供) ・同法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>情報照会 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項</p> <p>情報提供 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 枚方市 健康福祉部 保健所 保健予防課 |
| ②所属長の役職名 | 保健予防課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |

| | |
|---|---|
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 TEL:072-841-1294 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 郵便番号573-1197 大阪府枚方市禁野本町2丁目13番13号 枚方市 健康福祉部 保健所 保健予防課 TEL:072-841-1221(代表) |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和3年12月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和3年12月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|--------------------------|
| 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|------------------|---|
| <p>[基礎項目評価書及び全項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p> | | <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| <p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である]</p> | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| <p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である]</p> | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| <p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である]</p> | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| <p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である]</p> | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| <p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である]</p> | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| <p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である]</p> | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| <p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である]</p> | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---------------------------------|----------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 令和8年3月31日 取扱終了 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|---|------|-----------|
| 令和4年2月18日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> 番号法別表第1の10の項 同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する法別表第2の16の2、17、18の項 同法第19条第5号(委託先への提供) 同法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) | <ul style="list-style-type: none"> 番号法別表第1の10の項 同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する法別表第2の16の2、17、18の項 同法第19条第6号(委託先への提供) 同法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) | 事後 | |
| 令和4年7月21日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | ワクチン接種記録システム(VRS)、健康管理システム、庁内連携システム | ワクチン接種記録システム(VRS)、健康管理システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、中間サーバ | 事前 | |
| 令和4年7月21日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | ①実施の有無 実施しない | ①実施の有無 実施する ②法令上の根拠 情報照会 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、 情報提供 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項 | 事前 | |
| 令和6年4月10日 | IV リスク対策 8. 監査 | 自己点検 | 自己点検 外部監査 | 事前 | |
| 令和8年3月30日 | IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠 | 新規項目 | 令和8年3月31日 取扱終了 | 事前 | |